

平成16. 8.26 制定

改正 令和 5.11.21 令和 6. 4. 1

(趣 旨)

第1条 この規程は、国立大学法人群馬大学教職員安全衛生管理規則第14条第2項の規定に基づき、昭和事業場に設置する安全衛生委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定める。

(職 務)

第2条 委員会は、昭和事業場における次の各号に掲げる事項を調査審議する。

- (1) 教職員の危険及び健康障害の防止対策に関すること。
- (2) 教職員の安全及び衛生教育に関すること。
- (3) 労働災害の原因調査、再発防止対策等で安全及び衛生に係るものに関すること。
- (4) 教職員の安全及び衛生に関する規程等に関すること。
- (5) 安全衛生に関する計画の作成、実施、評価及び改善に関すること。
- (6) 新規に採用する機械、器具その他の設備又は原材料に係る危険及び健康障害の防止に関すること。
- (7) 教職員の健康保持増進を図るための措置の実施計画に関すること。
- (8) 健康診断等の結果及びその結果に対する措置に関すること。
- (9) 化学物質の有害性の調査及びその結果に対する対策に関すること。
- (10) 教職員が化学物質にばく露される程度を最小限度にするために講ずる措置に関すること。
- (11) 濃度基準値の設定物質について、教職員がばく露される程度を濃度基準値以下とするために講ずる措置に関すること。
- (12) リスクアセスメントの結果に基づき事業場が自ら選択して講ずるばく露低減措置等の一環として実施した健康診断の結果とその結果に基づき講ずる措置に関すること。
- (13) 濃度基準値設定物質について、教職員が濃度基準値を超えてばく露したおそれがあるときに実施した健康診断の結果とその結果に基づき講ずる措置に関すること。
- (14) 作業環境測定の結果及びその結果の評価に基づく対策に関すること。
- (15) 長時間労働による健康障害防止に関すること。
- (16) 労働者の精神的健康の保持増進に関すること。
- (17) 厚生労働大臣その他関係機関から文書により、命令、指示、勧告又は指導を受けた事項で、教職員の危険又は健康障害の防止に関すること。
- (18) 前各号に掲げるもののほか、教職員の危険の防止及び健康の保持増進に関すること。

2 委員会は、前号により調査審議した事項について、必要に応じ学長に報告し、又は意見の具申をしなければならない。

(組 織)

第3条 委員会は、昭和事業場における次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 総括安全衛生管理者
- (2) 安全衛生管理者 若干人
- (3) 安全管理者 若干人
- (4) 衛生管理者 若干人
- (5) 産業医
- (6) 化学物質管理者 若干人
- (7) 保護具着用管理責任者 若干人
- (8) 安全及び衛生に従事した経験を有する昭和事業場の教職員

2 前項第2号から第8号までの委員の半数については、昭和事業場に教職員の過半数で組織する労働組合がある場合はその労働組合、教職員の過半数で組織する労働組合がない場合は、教職員の過半数を代表する者の推薦に基づき指名しなければならない。

3 第1項第8号に規定する委員の任期は、1年とし再任を妨げない。

4 第1項第8号に掲げる委員に欠員を生じた場合の後任の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第4条 委員会に委員長を置き、総括安全衛生管理者をもって充てる。

2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

3 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長が指名した委員がその職務を代行する。

(会 議)

第5条 会議は、毎月1回開催する。ただし、委員長は、議事の都合により、臨時に開会し、又は休会することができる。

2 会議は、委員の3分の2以上の出席がなければ、議事を開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(委員以外の者の出席)

第6条 委員長が必要と認めるときは、委員会に委員以外の者の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

(専門部会)

第7条 委員会に、専門的事項を審議するとともに必要な事項を処理するため、必要に応じ、専門部会を置くことができる。

2 専門部会に関し必要な事項は、委員会が別に定める。

(事 務)

第8条 委員会の事務は、昭和事業場の総括安全衛生管理者を擁する組織等の事務部において処理する。

(雑 則)

第9条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、委員会において定める。

附 則

この規程は、平成 16 年 8 月 26 日から施行し、平成 16 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この規程は、令和 5 年 11 月 21 日から施行する。

附 則

この改正は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。